

◇大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正に伴い、路上喫煙の禁止に係る市民等への周知方法等を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年1月27日から施行することにしました。

(環境局事業部事業管理課)